

“倒産・解雇” “雇い止め”などで離職した方は

# 国民健康保険税が軽減されます

(角田市国民健康保険税条例第23条の2及び第24条の2)

## 対象となる方

- ① 雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職など）
- ② 雇用保険の特定理由離職者（雇い止めなどによる離職など）

見本

### 雇用保険受給資格者証

※様式が異なる場合があります

1. 支給番号	2. 氏名					
3. 被保険者番号	4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生年月日	7. 求職		
8. 住所又は居所						
9. 支払方法(金融機関コード・記号(口座)番号)						
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日		12. 離職理由			
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職					
15. 求職申込年月日	16. 認定日		17. 受給期間満了年月日			
18. 基本手当日額	19. 所定給付日数					
20. 特殊表示(災害時一括、巡相、市町村)						

『高年齢受給資格者証』及び『特例受給資格者証』の場合は対象となりません。

安定所連絡メッセージ1  
安定所連絡メッセージ2  
管轄公共職業安定所又は管轄地方運輸局所在地  
電話番号

対象となるのは、『雇用保険受給資格者証』『雇用保険受給資格通知』に記載の離職理由欄の理由コードが、

11, 12, 21, 22, 23, 31, 32, 33, 34の方です。

※ただし、失業時点で65歳以上の方は対象となりません。

## 軽減額は？

国民健康保険税は、前年中の所得などにより算定されますが、上記対象となった場合は、前年の『給与所得を30/100』とみなして算定します。

## 軽減期間は？

離職の翌日から翌年度末までの国民健康保険に加入している期間となります。

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※軽減期間の途中で就職をしても、国民健康保険に加入している間は引き続き軽減の対象となります。

## 軽減を受けるには手続きが必要です！

軽減を受けるには申告する必要があります。申告の際は、下記担当窓口まで、『個人番号カード（または通知カード等と身分証明書）』、『雇用保険受給資格者証※』や『雇用保険受給資格通知※』をお持ちください。

※個人番号制度を活用したハローワークへの情報連携を行うことで雇用保険受給者証の提示を省略できますが、申告された内容と情報連携の結果に相違があった場合等に後日雇用保険受給資格者証の提示を求めることがあります。申告時に雇用保険受給資格者証をお持ちいただくことで手続きを円滑に行うことができますので、ご協力お願いいたします。

<お問い合わせ> 税務課 保険税係 63-2114